

令和 5 年4月1日

和合町自治会

会長 仲田 始

ごみ集積所の設置・管理方法

(和合町自治会管理のごみ集積場は現時点で 箇所)

1. ごみ集積場の新設について

- (1) 公共の場所以外の新設については、土地所有者に利用者が交渉し承諾を得た上で自治会長に新設の要望をしてください。
- (2) 自治会担当者は利用者と現地で協議して、工事が必要な場合には自治会より業者に工事依頼をします。
- (3) 設置工事費は、利用者と自治会の各々半額負担とします。
- (4) 土地所有者との月極利用料が発生する場合は、原則として利用者負担となります。
但し、年間謝礼金としては、3,000円を限度として自治会が負担します。
- (5) 浜松市への申請及び表示板(No.表示・指定日表示)の取り付けは自治会が実施します。

2. ごみ集積場改修について

- (1) 利用者より自治会長に改修の要請をしてください。
- (2) 自治会担当者は利用者と現地で協議して、工事が必要な場合には自治会より設置工事の依頼を、利用者又は工事業者にします。(表示板等の取り外し、再設置含む)
- (3) 改修工事費は、利用者と自治会の各々半額負担となります。
利用者が実施した軽微な補修については、使用した材料費は自治会が負担します。
(この場合には明細付領収書の提出が必要です。)

3. ごみ集積場の管理について

- (1) 「ごみネット」(からす対策用ネット)又は「ネット袋」(ペットボトル用袋)については、各々の要請書(別用紙)により、各部長から自治会担当者に要請してください。
- (2) 要請品が揃い次第、該当部長に連絡しますので、馬生会館玄関入って正面の「自治会連絡箱」まで引き取りをお願いします。
取替え済みのネット等の処分については、各要請書に記載されています。
- (3) 「コンテナ」(資源用カゴ)については、所定の要請書ありませんが自治会担当者が各部長からの要請を受けて届けます。
- (3) 集積場の清掃用具は利用者持参でお願いします。
- (4) 「違反ごみ」については、要請を受けて警告シール、警告表示板の貼付で対応して、浜松市への回収依頼は必要に応じて自治会から申請します。
(カラス対策以上に違反ごみの苦情が多くて対応に苦慮しています。)

4. 実施

- (1) この設置・管理方法は令和4年 4 月1日より実施します。

「ごみネット」要請書

部 部長

ごみネットを取り替えたいので 下記の通り要請します。

No.	項 目	記 入 欄
1	サイズ  ワッペンにサイズ の記載あり	小. 3 m × 2 m 中. 3 m × 3 m 大. 3 m × 4 m (要請サイズを○で囲んで下さい)
2	数 量	枚 (結束バンド 約 本)
3	ごみ集積所No.	(現地をご確認下さい)

【「ごみネット」担当よりのお願い】

- 1) この用紙でなくても 上記のNo. 1 ～ 3 の項目を連絡して頂ければご用意します。
- 2) 部長よりの連絡をお願いします。 ※電話でもOKです。担当:大庭 TEL471-8713
- 3) 揃い次第 部長へ連絡しますので 馬生会館玄関内の連絡箱に取りに来てください。
- 4) 古い「ごみネット」は指定袋に入れて「もえるごみの日」に出してください。

---(キトリ線)---

「ごみネット」要請書

部 部長

ごみネットを取り替えたいので 下記の通り要請します。

No.	項 目	記 入 欄
1	サイズ  ワッペンにサイズ の記載あり	小. 3 m × 2 m 中. 3 m × 3 m 大. 3 m × 4 m (要請サイズを○で囲んで下さい)
2	数 量	枚 (結束バンド 約 本)
3	ごみ集積所No.	(現地をご確認下さい)

【「ごみネット」担当よりのお願い】

- 1) この用紙でなくても 上記のNo. 1 ～ 3 の項目を連絡して頂ければご用意します。
- 2) 部長よりの連絡をお願いします。 ※電話でもOKです。担当:大庭 TEL471-8713
- 3) 揃い次第 部長へ連絡しますので 馬生会館玄関内の連絡箱に取りに来てください。
- 4) 古い「ごみネット」は指定袋に入れて「もえるごみの日」に出してください。